

令和 5 年 7 月 6 日

大都市制度・行財政改革特別委員会

企画調整部 企画課
財務部 財政課
財務部 税務総務課

令和 6 年度国の施策及び予算に関する提案(通称「白本」)について

◆ 配付資料

- 資料 1 : 「白本」提案項目
- 資料 2 : 「白本」提案項目の前年度からの変更点
- 資料 3 : 「白本」提案事項詳細説明
- 資料 4 : 「白本」要請活動フローチャート
- 依頼文 : 国の施策及び予算に関する提案について

「白本」提案項目

令和5年度提案項目

<新型コロナウイルス感染症関係> 12項目

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と
社会経済活動の両立に向けた対応

<税財政・大都市制度関係>

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

2 大都市税源の拡充強化

3 国庫補助負担金の改革

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と
臨時財政対策債の廃止

5 多様な大都市制度の早期実現

<個別行政分野関係>

6 子ども・子育て支援の充実

7 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実

8 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決

9 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策

10 脱炭素社会の実現

11 ウィズコロナ・ポストコロナ時代における中小企業等の事業継
続と前向きな取組への支援

12 インフラ施設の長寿命化対策

13 地域医療体制の維持に対する必要な財政支援

14 義務教育施設等の整備促進

15 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

令和6年度提案項目

<感染症等関係項目> 4項目

感染症や物価高騰への対応

<税財政・大都市制度関係>

1 地方交付税の必要額の確保

2 多様な大都市制度の早期実現

<個別行政分野関係>

3 子ども・子育て支援の充実

4 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実

6 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決

3 (再掲) 子ども・子育て支援の充実

5 脱炭素社会の実現

7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進

9 持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援

10 義務教育施設等の整備促進

8 教職員不足への対応と働き方改革の推進

「白本」提案項目の前年度からの変更点

<p><感染症等関係項目> 4項目</p> <p>感染症や物価高騰への対応</p>	<p><前年度からの変更点など></p> <p>以下の内容に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に関する事務・権限の移譲 ・感染症や物価高騰対策に要する財政措置 ・新型コロナウイルスワクチン接種の安定的な制度への円滑な移行 ・今後の医療提供体制及び公費支援の見直し等に係る柔軟な対応
<p><税財政・大都市制度関係></p> <p>1 地方交付税の必要額の確保</p> <p>2 多様な大都市制度の早期実現</p>	<p><前年度からの変更点など></p> <p>昨年度、「4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止」として提案</p> <p>継続</p>
<p><個別行政分野関係></p> <p>3 子ども・子育て支援の充実</p> <p>4 「G I G A スクール構想」の推進に向けた制度の充実</p> <p>5 脱炭素社会の実現</p> <p>6 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決</p> <p>7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進</p> <p>8 教職員不足への対応と働き方改革の推進</p> <p>9 持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援</p> <p>10 義務教育施設等の整備促進</p>	<p><前年度からの変更点など></p> <p>継続</p> <p>※昨年度、「9 子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策」で要望していた医療費助成について追加</p> <p>継続</p> <p>※1人1台端末の更新等の今後の方針やスケジュール等を早期に示すことを追加</p> <p>継続</p> <p>昨年度「8 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の課題の解決」として提案</p> <p>※標準仕様に対する指定都市要件について早期の確定を求めることを追加</p> <p>昨年度「12インフラ施設の長寿命化対策」として提案</p> <p>令和4年度の提案項目が復活</p> <p>※教職員不足の解消に向け、教職調整額や新たな手当の創出などの制度改正を追加</p> <p>昨年度「13地域医療体制の維持に対する必要な財政支援」として提案</p> <p>※昨年度は、新型コロナウイルス感染症による医療逼迫に対応するための支援であったが、令和6年度は救急医療体制の確保に向けた支援を求める内容となっている。しかし、地域医療提供体制の維持・確保という提案趣旨は変わらない。</p> <p>継続</p>

感染症や物価高騰への対応

1 感染症対策に関する事務・権限の移譲

大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線で取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市市長の権限が依然として極めて限定的となっているため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。

2 感染症や物価高騰対策に要する財政措置

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行されたものの、エネルギー価格等の物価高騰により、長期間にわたって市民生活・地域経済への深刻な危機が生じ、また、地方自治体の内部管理経費が増大している状況を踏まえ、引き続き、人口や経済活動が集積する大都市の財政需要に十分配慮し、平時における感染対策の強化や今後の感染症危機への備え、生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、国が行う臨時的給付施策等を含め、必要な財政措置を確実に講ずること。

特に、感染症や物価高騰への対応のための地方向け交付金については、財政力にかかわらず必要な額を措置する算定方法とし、大都市に十分配慮すること。

また、病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業についても、電力費や燃料費の増大による収益悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

3 新型コロナウイルスワクチン接種の安定的な制度への円滑な移行

ワクチン接種については、地方自治体の準備期間を考慮し、今後の実施方針について早期に提示するとともに、円滑な接種の推進に支障を来すことがないよう接種費用単価の適正な水準への引上げ、並びにワクチンの安定供給及び医薬品の卸売販売業者による流通体制の確立を図ること。

また、安定的な制度の下での実施に当たっては、全額国費による財政措置を行うこと。

あわせて、新型コロナウイルスワクチンの長期的な副反応に関する相談に対応するため、専門的な相談体制を構築する自治体に対しては、必要な財源を全額国庫負担により措置すること。

4 今後の医療提供体制及び公費支援の見直し等に係る柔軟な対応

9月末までの措置としている病床確保料の支給、宿泊療養施設の継続、医療費の公費支援等の各種措置の終期について、今後の感染状況や医療提供体制の状況等を見極めながら柔軟に対応すること。

また、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する医療機関や高齢者施設等に対する各種措置や支援については、引き続き、実施すること。

[提案事項説明]

<財政・大都市制度関係>

1 地方交付税の必要額の確保

大都市特有の財政需要のほか、物価高騰や感染症対応等による追加需要が見込まれるため、臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な地方交付税総額を確保すること。

【要請の背景】

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要に加えて、今後も増加が見込まれる子ども・子育て支援をはじめとした社会保障関係費、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組や防災・減災、国土強靱化等に係る財政需要を抱えているものの、財政措置は十分ではない。

また、令和5年度地方財政計画において、物価高騰への対応として一般行政経費（単独）が700億円増額され、5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に引き下げられたが、引き続き、エネルギー価格等の物価高騰による内部管理経費の増大や感染症対応などの財政需要が見込まれるほか、今後の感染症危機に備えた対応など、追加需要が見込まれる。

なお、臨時財政対策債については、発行額の抑制が図られているものの、廃止には至っておらず、相対的に指定都市への配分割合も大きいため、市債発行額の抑制や市債残高削減の支障となっている。

【地方交付税等の状況】

	平成15年度 決定額	令和4年度 決定額	増減額	増減率
全国総額	18兆 693 億円	18兆5,508 億円 【1兆7,805 億円(8.8%)】	4,815 億円	2.7%
市町村分	8兆 908 億円	9兆 553 億円 【8,261 億円(8.4%)】	9,645 億円	11.9%
指定都市総額	9,433 億円	8,893 億円 【3,652 億円(29.1%)】	▲540 億円	▲5.7%

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、令和4年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

3 【】内は臨時財政対策債の発行可能額及び財源不足額（地方交付税との合計額）に占める割合

2 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、「特別市」の法制化に向け議論を加速させ、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

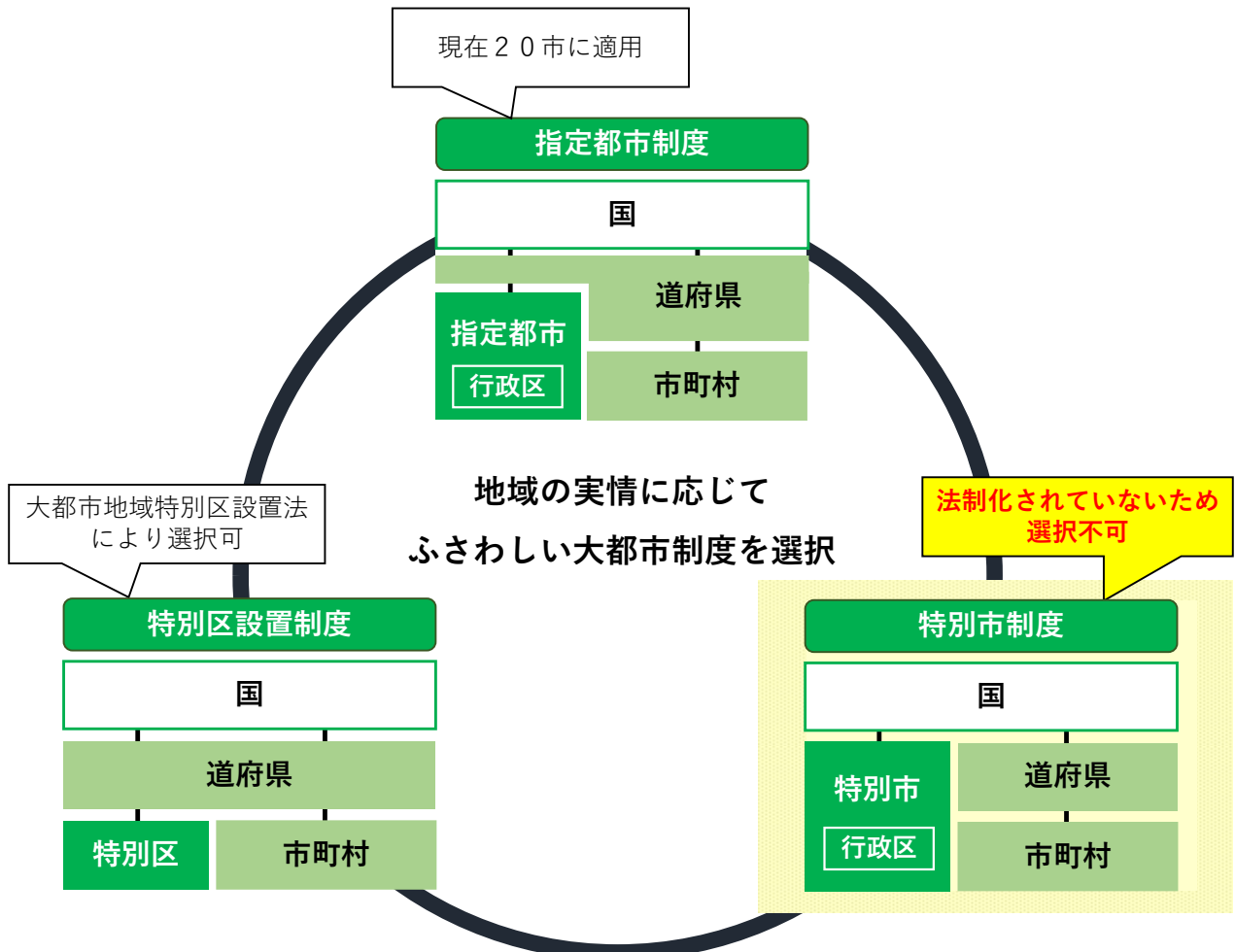
【要請の背景】

現行の指定都市制度は、65年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

については、道府県から指定都市への大幅な事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、令和3年11月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、大都市制度の議論を加速させ、「特別市」の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるようにすべきである。



[提案事項説明]

<個別行政分野関係>

3 子ども・子育て支援の充実

- (1) 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」については、国において恒久的な財源を確保し、実施すること。また、保育士配置基準や保育料の負担軽減に係る抜本的な見直しに取り組むとともに、公定価格の処遇改善等加算の更なる拡充、地方自治体を実施する保育士等確保策への財政措置や保育所等施設整備に係る補助率の嵩上げ等の措置を講ずること。加えて、医療的ケア児の保育所等への受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。
- (2) 放課後児童クラブ等において、質の向上や人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費及び施設を確保・維持するための賃借料について、財政措置の拡充を図ること。
- (3) 子ども医療費やひとり親家庭医療費等に対する統一的な国の医療費助成制度を創設するとともに、全ての医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等減額調整措置を廃止すること。

【要請の背景】

- (1) 教育・保育、子育て支援の質・量の充実のために必要な財源の恒久的な確保策を講じ、公定価格に反映させるとともに、地域子ども・子育て支援事業を充実する必要がある。また、保育士配置基準の見直しに加えて、地方自治体が独自に実施している利用者負担額の軽減や多子世帯の負担軽減に係る年齢制限の撤廃等について、国における統一的な拡充や再構築等の必要がある。あわせて、指定都市共通の課題である保育の質の向上や人材確保のための処遇改善、待機児童対策や老朽化対策、医療的ケア児への対応などを進めるため、財政措置の更なる拡充等を図るべきである。
- (2) 放課後児童クラブ等の運営費において、要配慮児童への加配対応を始めとする質の向上や放課後児童支援員等人材確保のための処遇改善、効率的な運営の促進に要する経費について、財政措置の拡充を図る必要がある。また、施設を確保・維持するための賃借料について、事業の開始時期に関わらず財政措置を講ずるべきであり、あわせて補助基準額を上回る賃借料を要す地域において、財政措置の拡充を図る必要がある。
- (3) 各地方自治体が独自に実施している子ども医療費助成やひとり親家庭医療費助成等について、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が協議の場を持ち、医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設するなど、子育て家庭の経済的負担軽減のための新たな措置を講ずるべきである。

また、国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置について、地方自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、全て廃止すべきである。

「こども未来戦略方針」が示された中、子どもを取り巻く様々な課題・問題を解消するため、引き続き、国による財政措置・制度の充実、補助の拡大が必要

目指す姿

子どもと子育て家庭にやさしい社会の構築

国への要請

- ・待機児童対策ほか、子ども・子育て支援新制度の充実
- ・放課後等の子どもの居場所の確保対策
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減 ほか

課題・問題

- ・共働き家庭等の増加
- ・配慮を必要とする児童の増加
- ・保育士等の不足
- ・待機児童問題
- ・子育ての経済的負担が大きい
- ・放課後児童支援員の不足 ほか

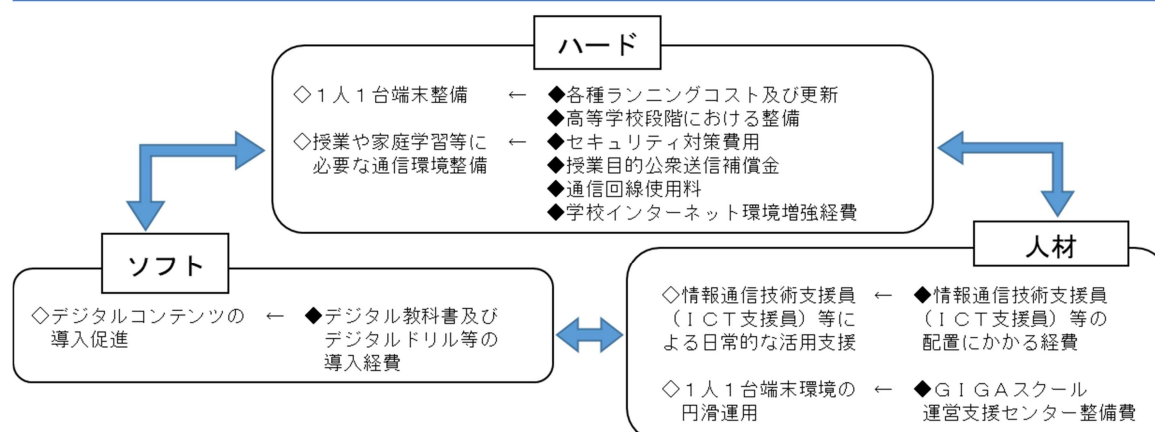
4 「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実

- (1) 1人1台端末整備に対する国庫補助を、初期整備に限定せず、高等学校段階も含めてランニングコスト及び更新に係る経費について十分な財政措置を講ずること。また、今後の方針やスケジュール等についても早期に示すこと。
- (2) デジタル教科書や各種学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金及び通信費に対しても財政措置を講ずること。
- (3) 各種クラウドサービスの活用に伴うアカウント管理費用、端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費、可搬型通信機器（LTE通信）の通信費への財政措置の更なる充実とともに、ICT支援員の配置に係る費用についても一体化して財政措置を講ずること。

【要請の背景】

- (1) 端末の修繕・保守等のランニングコスト及び更新に係る経費並びに、指導者用・児童生徒数の増などによる追加用・予備用端末の確保に関する経費についても、高等学校段階も含めて継続的に十分な支援を行うべきである。また、地方自治体が時期を逸することなく更新準備を進められるよう、方針やスケジュール等について早期に示すべきである。
- (2) デジタル教科書やデジタルドリル、授業支援ソフト、学習アプリ等に係る費用、セキュリティ対策費用、授業目的公衆送信補償金、学校・家庭のインターネット接続回線等の使用料に係る経費についても、十分な財政措置を講ずるべきである。また、デジタル教科書の利用拡大に伴って必要となる、学校インターネット環境増強経費及び家庭学習にかかる通信費についても、十分な財政措置を講ずるべきである。
- (3) GIGAスクール運営支援センター整備事業について、各種クラウドサービスの活用に伴う全児童生徒・教職員分のアカウント管理費用、端末・ネットワークトラブルへの対応費用、教員研修等に必要な経費及び可搬型通信機器（LTE通信）の通信費への財政措置について更なる充実を図るとともに、地方財政措置の対象となっているICT支援員の配置に係る費用、大型提示装置等のICT機器の整備・更新についても一体化して財政措置を講ずるべきである。また、ICT支援員の配置については、1校1人を前提とすべきである。

GIGAスクール構想の推進に向けた ハード・ソフト・人材一体となった学びの環境整備の諸課題



5 脱炭素社会の実現

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講ずるため、温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が地方自治体や企業等に対して交付する補助金等にインセンティブを付与するなど財政支援を拡充すること。

【要請の背景】

令和2年10月、我が国は、国際社会へ向けて、2050年カーボンニュートラルを宣言し、令和3年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。これを受け、令和3年に国において「地域脱炭素ロードマップ」の策定及び「地球温暖化対策計画」の改定がなされ、令和7年までの集中期間に政策を総動員するとともに、少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施すること等により、全国で多くの脱炭素ドミノを起こすとしている。

国民の約2割が居住し、産業が集積する指定都市は、全国の市町村の先導的役割を担い、地域の脱炭素化を牽引し、より一層の再生可能エネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等のほか、気候変動の影響への適応に関する取組を組織横断的に展開することが求められている。

国においては、補助金等の財政支援について、地球温暖化対策に資する事業にインセンティブを付与するなど各種所管業務の枠を越えた、地方の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。

2050年までの 脱炭素社会の実現を 目指す

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和3年6月）
「地域脱炭素ロードマップ」の策定（令和3年6月）
「地球温暖化対策計画」の改定（令和3年10月）

脱炭素社会の実現に向けて必要な取組

～組織横断的に実施～



- 再生可能エネルギー及び水素等 CO₂ フリーエネルギーの導入拡大
- 徹底した省エネルギーの推進
- 気候変動の影響への適応に関する取組



国に求める支援

○地球温暖化対策に資する取組に対し、インセンティブを付与するなど 財政支援を拡充する

あらゆる分野で、温暖化対策を主目的としない事業も対象とする

- デジタル技術 ●ライフスタイル ●消費 ●インフラ ●観光 ●商工業 ●交通
- まちづくり ●住宅 ●建築物 ●農林水産業 など

CO₂
ゼロ!

脱炭素社会の実現

6 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における課題解決

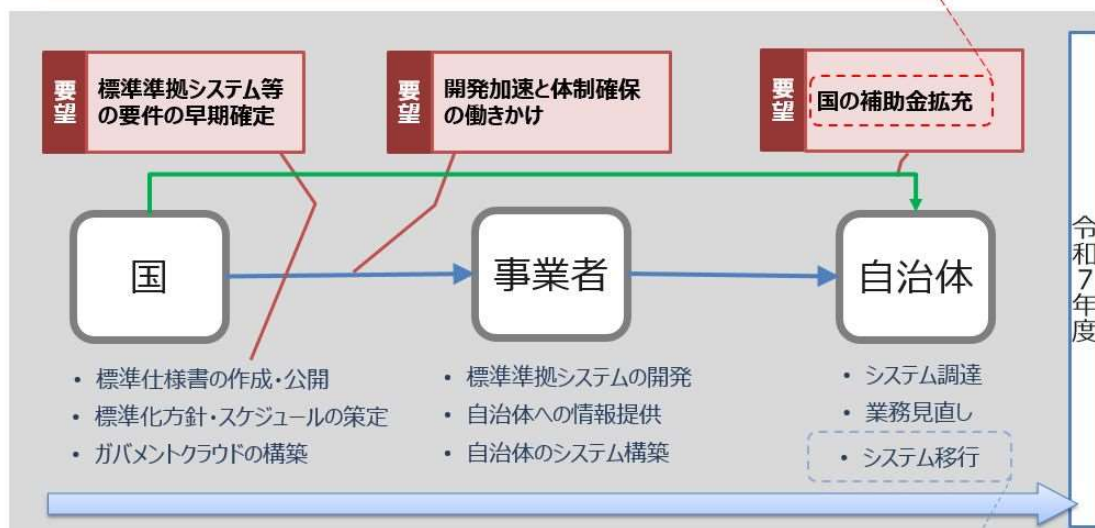
- (1) 指定都市の実情に応じて、デジタル基盤改革支援補助金の上限額及び対象事業、補助対象経費を拡充し、必要経費を全額補助すること。また、ガバメントクラウドの利用についても、過度な費用負担が生じないように措置すること。
- (2) 指定都市規模のシステムの移行には十分な期間と事前検討が必要となることから、再検討とされた指定都市要件について早期に標準仕様に反映するとともに、当該要件を含む標準準拠システム、共通機能及びガバメントクラウド等の要件を早期に確定し、情報提供を行うこと。
- (3) 事業者に対してシステム開発の加速や十分な体制確保を強く働きかけるとともに、指定都市の機能要件に対応した標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行の目標時期や財政措置について柔軟な対応を行うこと。

【要請の背景】

- (1) デジタル基盤改革支援補助金（以下、「補助金」という。）は、指定都市規模のシステムを考慮したものになっておらず、移行経費全体を賄えるものではない。また、一体的に再構築する必要がある標準化対象外の業務システムは、標準準拠システムとの連携に要する経費しか補助金の対象となっていない。加えて、国はガバメントクラウド（以下、「ガバクラ」という。）の利用料及び接続回線費用の負担を求めるとしているほか、ガバクラ以外の環境を利用する場合においては、一定の要件に合致しない限り補助金の対象外としているため、一層の財政措置を講ずるべきである。
- (2) 令和7年度中の移行のためには早期に事業者を決定し、システム構築に着手する必要があるが、「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において条件付き成案や再検討とされたものをはじめ、標準準拠システム、共通機能、ガバクラ等の要件が未確定の状況であり、早期に確定すべきである。
- (3) 指定都市規模のシステム構築には大規模な体制が必要となるため、事業者の体制不足により標準準拠システム導入の提案を得られる見込みがなく、目標時期での移行が難しい業務が存在する都市が既に多数あるため、柔軟に対応すべきである。

【求めるデジタル基盤改革支援補助金の拡充】

- ①自治体の規模に応じた上限額の引き上げ
- ②対象事業・補助対象の拡大（対象事業：ガバクラ以外の環境へ移行する場合の要件緩和など
補助対象経費：標準化対象外システムの構築経費、共通機能の開発経費、ガバクラの利用料・接続回線経費など）



指定都市規模のシステムを令和7年度に移行するには、早期にシステム構築に着手する必要あり

7 インフラ施設の長寿命化対策及び国土強靱化の推進

- (1) インフラ施設の長寿命化対策、国土強靱化の継続的な推進等にかかる必要な財源、人員体制の確保への重点的な支援を行うこと。
- (2) 新技術などによるコスト低減手法の開発と包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供などを行うこと。

【要請の背景】

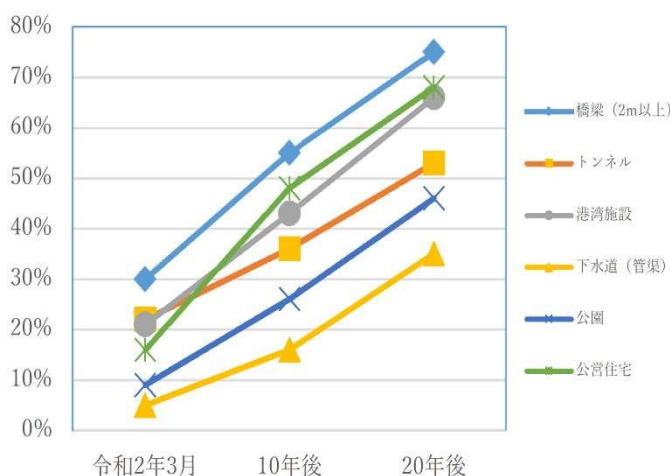
- (1) 地方自治体が管理する道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行しており、適切な維持管理や更新を行わなければ、国民生活や社会生活に多大な影響を及ぼす恐れがある。特に人口や産業が集積する政令指定都市では顕著である。

地方自治体においては、事故の未然防止やコストの最小化、予算の平準化を図るため、各インフラ施設の長寿命化計画を策定し、予防保全型の修繕・更新を進めているほか、風水害や大規模地震対策などの機能向上を図る改築・更新等を進めており、引き続きこれらに必要な財源を安定的に確保する必要がある。加えて、橋梁などのインフラ施設には低濃度PCBが含まれる場合があり、PCB特措法の処理期間内（令和8年度末）に除去する必要があるが、十分な財源措置がなされていない状況である。

こうした状況を踏まえ、今後も維持管理、改築・更新や、国土強靱化等にかかる必要な財源とあわせ国土強靱化等を推進する人員体制についても安定的に確保できるよう中長期的かつ明確な見通しの下、重点的な支援を行うべきである。

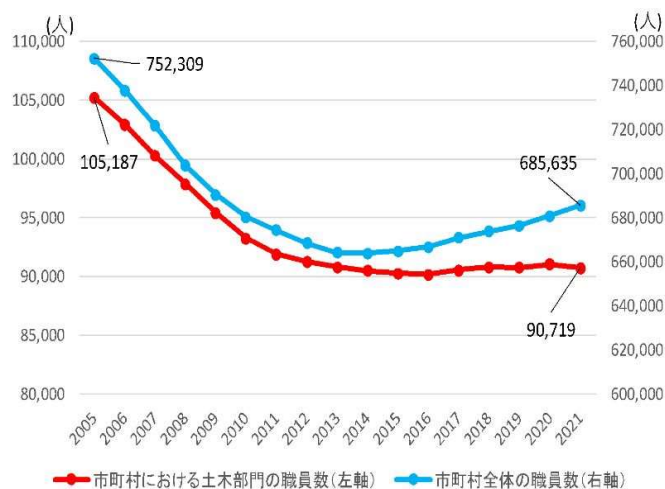
- (2) 国においても、増加する維持管理費用の最小化に向け、推奨技術などに選定されている有用な新技術について積算基準類を整備するなど、地方自治体が広く活用できるよう、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に加え、道路施設などの維持管理業務における包括的な民間委託といった新たな手法の導入についても情報提供などを引き続き行うべきである。

図1:建設後50年以上経過する施設の割合



出典：国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）【令和3年6月18日】

図2:市町村における職員数の推移
(市町村全体・土木部門)



出典：インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き【令和5年3月】(国土交通省)

8 教職員不足への対応と働き方改革の推進

- (1) 教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。
- (2) 教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。
- (3) スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。
- (4) 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

【要請の背景】

- (1) 教職員不足の解消には教職調整額の一律支給の見直しや新たな手当の創出など実態に即した制度改正を行うべきである。また、臨時的任用教員の処遇改善を図るとともに、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等について、配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進のための一層の財政措置を講ずるべきである。
- (2) 教職員定数の更なる改善策として、対象教科を拡大するなど小学校での教科担任制を恒常的に実施できる体制整備を行うべきである。また、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、定数配置基準の見直しを行うべきである。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門職にかかる定数措置、養護教諭の全校複数配置、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充などを講ずるべきである。あわせて、地方公務員の定年引上げに伴う教員採用者数の平準化に際して見込まれる増員についても、定数措置を講ずるべきである。
- (3) いじめや不登校等の課題により丁寧に対応する上では、常勤のSCやSSWなどの専門職は不可欠であるため、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。
- (4) 育児休業者の代替に正規教職員を充てることは教職員の働きやすい環境づくりに資するため、これを算定基礎定数に含め国庫負担金の対象とすべきである。

財政措置

の拡充

- 教職調整額の一律支給の見直しや新たな手当の創出
- 臨時的任用教員の処遇改善
- 部活動指導員や教員業務支援員等の配置拡大や補助基準額の引上げ

教職員定数

の充実

- 小学校の教科担任制実施に向けた体制整備
- 特別支援学校の定数配置基準見直し
- 専門人材（理学療法士や医療的ケア看護職員等）の配置拡充
- 定年引上げに伴う教員採用者数の平準化に向けた定数措置

国庫負担金

の対象拡大

- いじめや不登校等の課題に対応するため、SCやSSWを国庫負担金の対象に
- 育児休業者の代替に正規教職員を配置した際も国庫負担金の対象に

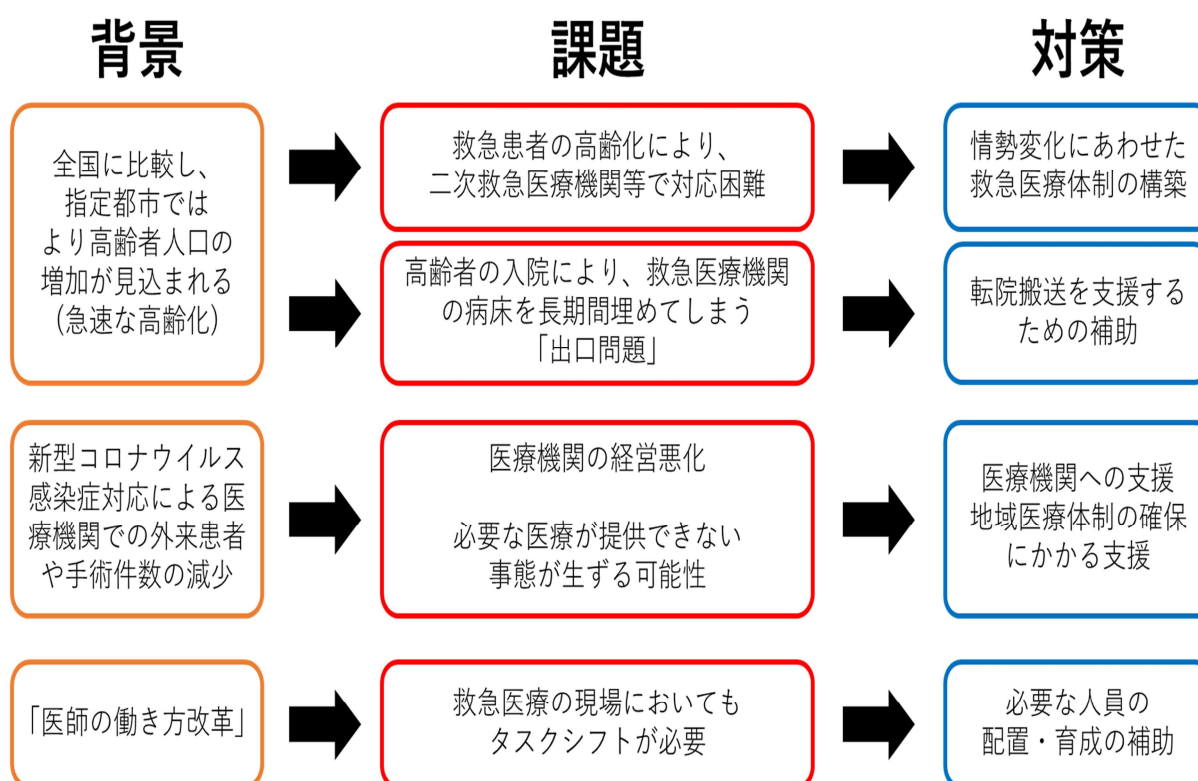
教職員不足への対応と働き方改革の推進

9 持続可能な救急医療体制の確保等に向けた財政支援

- (1) 救急医療を含む地域医療提供体制の維持・確保に必要な財政支援を講ずること。
- (2) 救急患者の処置後の転院等を円滑にするため、必要な財政措置を講ずること。
- (3) 救急医療の現場におけるタスクシフトを促進するため、必要な財政措置を拡充すること。

【要請の背景】

- (1) 指定都市においては、他の市町村に比べて人口減少が穏やかであるにも関わらず、急速な高齢化が見込まれている。また、救急患者の高齢化に伴い、複数の診療科で幅広い診療を行う必要があるなど、二次救急医療機関等では対応困難な事例が増加しており、他市町村からの患者受入等により圏域全体の医療を支えている指定都市において、救急医療体制の維持・確保が困難となっていることから、限りある医療資源を有効活用するなど、近年の情勢変化等にあわせた救急医療体制を構築する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響による、医療機関の経営悪化は続いており、地域医療を支えている医療機関への継続的な支援を行わないと、必要な医療が適切に提供できない事態が生ずる可能性がある。これらのことから、高齢者の救急に対応する医療機関への新たな支援制度の創設や、地方の実態を踏まえた診療報酬への持続的な反映等の財政支援を講ずる必要がある。
- (2) 高齢者の救急搬送では、救急処置後も、要介護等の理由で転院・退院先が決まらず、救急医療機関の病床を長期間埋めてしまう「出口問題」が生じているため、転院搬送の円滑化に向け、救急患者の転院受入を行う医療機関に対する診療報酬上の加算措置や、民間救急車及び病院救急車の転院搬送への活用にかかる補助、転院搬送を支援するシステムの開発・運用等にかかる新たな財政措置を講ずる必要がある。
- (3) 令和6年度に施行される「医師の働き方改革」を受け、医師の長時間勤務を是正する必要があることから、医師の業務の一部を担う院内救急救命士やトリアージナースなどの配置・育成等にかかる補助など、必要な財政措置を拡充する必要がある。

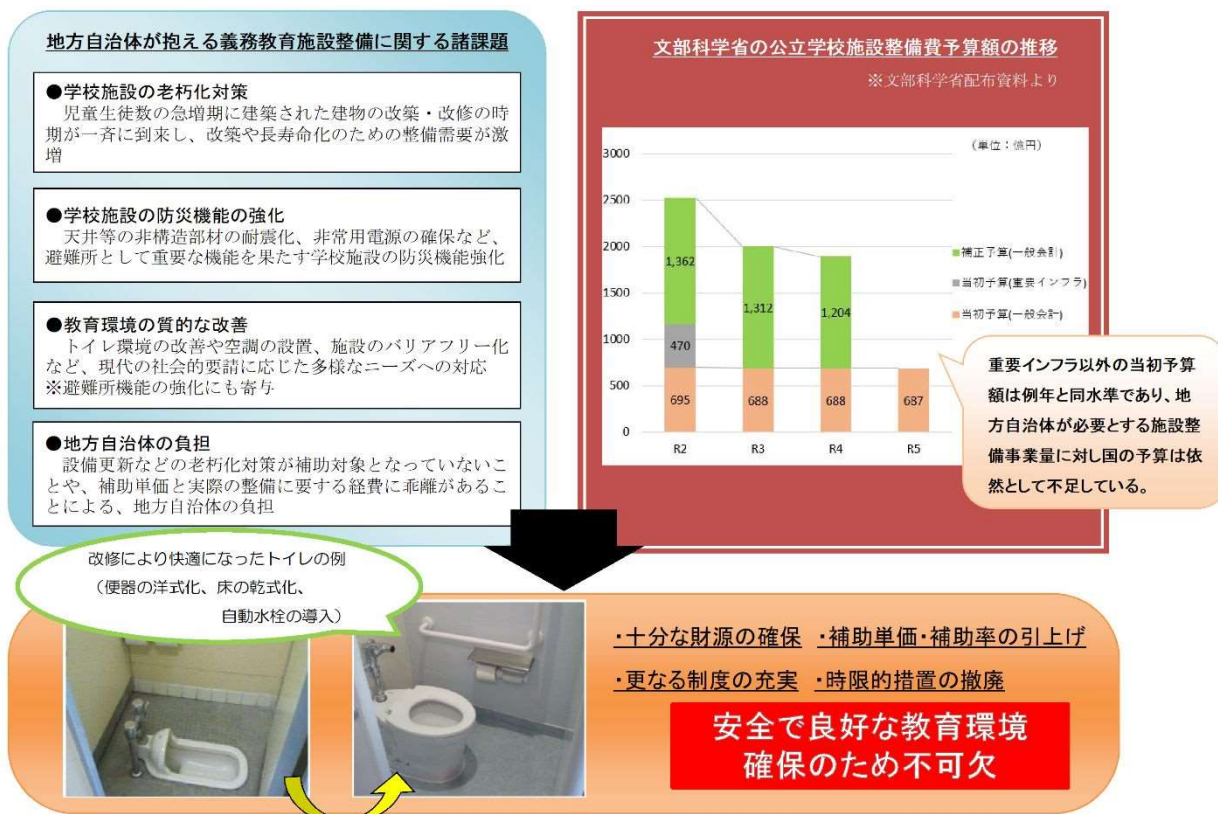


10 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備を推進するために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図るほか、公立学校施設整備費負担金について2か年を超える国の債務負担の設定を可能とすること。
- (2) 老朽化対策に対する補助要件の緩和や補助単価の引上げ等制度の充実及び高校への補助拡充、バリアフリー化や小学校の35人学級編制への対応のための補助制度の充実を図ること。
- (3) 空調設備設置事業の実施のために必要な財源を継続的に確保すること。

【要請の背景】

- (1) 安全で良好な教育環境を確保するための学校施設整備推進に必要な事業量に見合う財政措置を講じ、事業採択時期の早期化を図るとともに、工事の週休2日制が求められ工期の長期化が見込まれることから、各自治体が計画的・円滑に事業実施できるよう、公立学校施設整備費負担金について、2か年を超える国の債務負担の設定を可能にすべきである。また、学校施設の防災・減災機能の強化については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により事業費が時限的措置として確保されているが、必要財源を継続的に確保すべきである。
- (2) 老朽化対策について設備更新等の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和、補助単価や補助率の更なる引上げ等の制度の充実及び高校への補助の拡充を図るべきである。また、国の整備目標に係るバリアフリー化や小学校35人学級編制の対応等のため、補助制度の更なる拡充を図るべきである。
- (3) 空調設備設置事業について、文部科学省が示す公立小中学校施設の防災機能強化対策の中長期目標達成に向け、必要財源を継続的に確保すべきである。



「白本」要請活動フローチャート

昭和47年から、翌年度の国家予算に関して指定都市共通の特に重要な事項について市長・議長の連名により、要請活動を実施しています。

従前は、各省庁の予算概算要求策定の段階(7月末)に関係各省庁及び政府与党へ要望を行うため、市長・議長会議を開催のうえ要望書を決定し、会議終了後に要望活動を行い、12月下旬等の大蔵原案に対する復活折衝が行われる段階でも、関係各省庁及び政府与党へ要望活動を実施していました。

しかし、国の予算編成方法が大幅に変更されるのに伴い、予算概算要求策定の段階(7月末)において、市長・議長により関係各省庁及び政党へ要請活動を行うこととなりました。

活動方法については、平成18年度以降、「要望」型から「提案」型に変更しています。

1月17日

原局局長会議に提案項目案の選定を依頼

- ・窓口・財政担当局長、指定都市市長会事務局長名で、市長・議長提案にふさわしい提案項目の選定を依頼

3月8日

アンケートの実施

- ・提案項目の選定に関する照会を実施

4月4日

窓口・財政担当課長、東京事務所次長・副所長合同会議

- ・国の施策及び予算に関する提案項目の選定及び要請活動の進め方(案)について協議

4月14日

原局局長会議に提案項目の文案作成を依頼

- ・窓口・財政担当局長、指定都市市長会事務局長名で、市長・議長提案にふさわしい提案項目の原稿作成を依頼

4月27日

税制担当課長会議

- ・税制関係の文案についての協議

原局局長会議

- ① 原局としての提案書案を作成
- ② 各項目を説明する簡潔な参考資料作成

5月9日

財政担当課長会議

- ・税財政関係の文案についての協議

5月29日

財政担当局長会議

- ・税財政関係の文案についての協議

6月6日

窓口・財政担当課長、東京事務所次長・副所長合同会議

- ① 提案項目に係る参考資料等を基に、提案書案について協議
- ② 要請活動の進め方について協議

6月14日～6月20日

窓口・財政担当局長合同会議

- ・提案書及び要請活動の進め方について決定する(原局局長会議提案事項の変更・修正等についても最終決定を行う)。

7月上旬

各市での意思決定

- ・市長及び議長決裁による意思決定を行う。

7月下旬～8月上旬

市長・議長による要請活動

- ・各指定都市で分担して要請する。
- ・要請先：関係省庁の大臣、副大臣、政務官及び事務次官(局長級以下への要請者は各市の判断による)、各政党の役職者

8月下旬

市長による要望陳述

- ・政党の政務調査会等の会議において会長等が陳述する。

令和5年7月6日

大都市制度行財政改革特別委員会 委員各位

企画調整部企画課
大都市制度・広域行政担当課長

国の施策及び予算に関する提案について(依頼)

指定都市においては、翌年度の国家予算に関して、特別に重要な事項について「国の施策及び予算に関する提案」(以下「白本」という。)を市長、議長の連名により作成し、要請活動を実施しています。

例年、各原局局長会議において議論された項目の中から、白本に掲載すべきものを選定し、提案しています。

つきましては、令和7年度以降の白本提案事項の選定に向け、各原局局長会議において議論すべき項目について、行財政改革・大都市制度調査特別委員会委員の皆様のご意見がありましたら、下記のとおりご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 議論すべき項目

以下の視点からご検討ください。

- 国家予算編成に当たり、真に必要な喫緊の課題に係る事項であること。
- 昨今の社会情勢などを勘案した内容であること。
- 市長・議長の提案としてふさわしい項目であること。
- 真に必要な制度の創設・改善に係る課題であり、指定都市として要請すべき提案であること。
- 指定都市に共通する課題、又は大都市特有の行財政課題に係る事項であること。
- 単なる補助制度の拡充強化を求めるものでないこと。

2 連絡方法

議論すべき項目が生じた場合は、随時、企画課大都市制度・広域行政担当(電話457-2086)宛てご連絡ください。様式は問いません。